

佐伊津小学校いじめ防止基本方針

はじめに

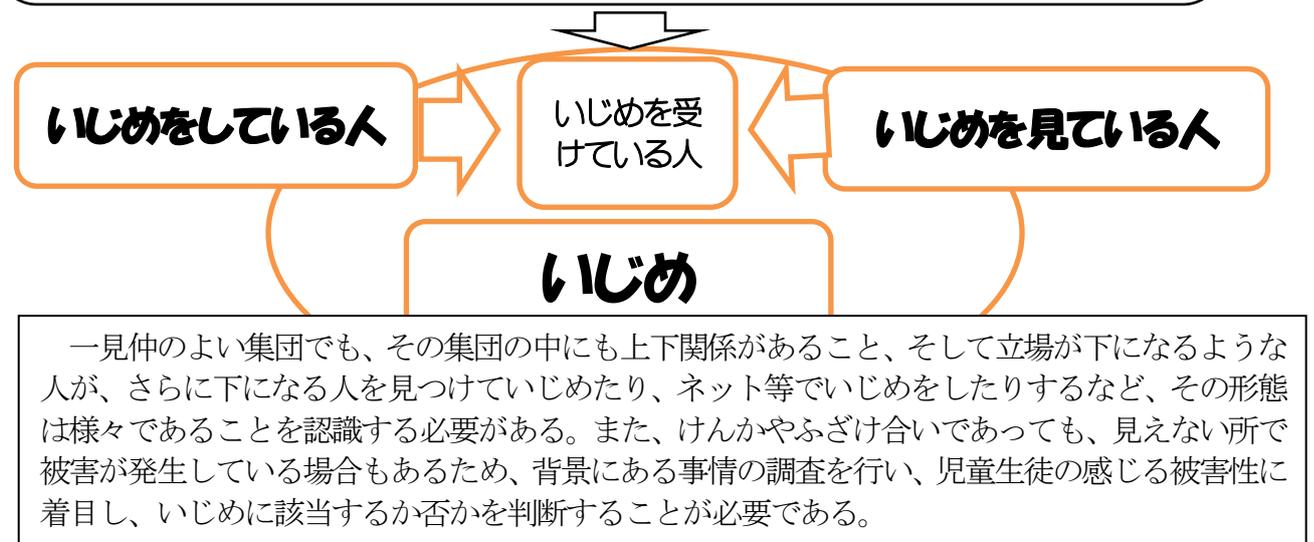
本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめが起きにくい・いじめを許さない風土づくり」を、早急に確立して行かなければならないと考える。

そこで、本校では、教職員・保護者・地域が一体となっていじめの問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方針を策定する。

1 いじめとは

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
(いじめ防止対策推進法 H25. 6. 28)



いじめの例

暴力を伴うもの ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする等。

暴力を伴わないもの ○冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○仲間はずれ、集団による無視をされる。○金品をたかられる。
○金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

いじめ防止のために

いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・事案対処に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 基本方針の策定及び見直し
全職員、PTA三役、学校運営協議会、児童企画委員会、他
- (2) いじめ不登校対策委員会
(校長、教頭、情報集約担当者、教務、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター)
 - ① 日常的業務については人権教育主任が主査となり、協議を行う。
 - ② いじめの疑いに係る情報があった場合は、関係する担任を加えて緊急会議を開く。
 - ③ 重大事態が発生した場合は、本委員会を調査組織に位置づける。
※②及び③については、必要に応じて以下の外部機関の協力を依頼する。
 - ・ PTA三役、学校評議員、学校運営協議会
 - ・ 民生児童委員、市福祉課・子育て支援課、学校医
 - ・ 天草市教育委員会、天草教育事務所（SC、SSW）

3 いじめへの対応

(1) 未然防止対策

変あれば兆しあり、兆しあれば備えよ

教職員の意識の向上

- ・ 実態の把握とよりよい学級経営
- ・ 子どもの居場所づくり推進テーブルの推進
- ・ ソーシャルスキルトレーニング
- ・ 成就感や充実感のある授業実践
(わかる・できる・使える授業作り)
- ・ 道徳教育・人権教育の充実(自己肯定感、人権尊重、命の大切さ、思いやりの心、規範意識等)
- ・ 体験活動の充実(異年齢・地域等)
- ・ 教育相談(個人・保護者)の充実と検証
- ・ いじめ防止月間の充実(児童会活動との連携)
- ・ いじめに関するアンケートの実施と結果に対する検証・共通理解・共通実践
- ・ いじめなどに関する校内研修の充実
- ・ SC、SSWの参画と活用
- ・ 学校間の連携(保小中連携)
- ・ インターネット等を使ったいじめへの対応
- ・ 特に配慮が必要な児童に対する支援

保護者地域の啓発

- ・ ハートフル便りや学校便り・学級便り等による啓発
- ・ 家庭内でのチェックと連絡帳等による連携
- ・ 地域からの情報収集
- ・ PTA研修、校長講話
- ・ 授業参観

関係機関との連携

- ・ PTAとの連携
- ・ 佐伊津地区振興会との連携
- ・ 民生児童委員との連携
- ・ 市教委との連携
- ・ 福祉課・子育て支援課との連携
- ・ 警察との連携
- ・ その他専門機関との連携

空振りには許されるが、見逃しは許されない!

(2) いじめの早期発見と対応

ピンチはチャンス！膝を曲げると高く飛べる！

早期発見

日常の観察、心の健康観察、心のアンケート、
教育相談、日記や連絡帳、愛の123+1の運動

*いじめられている児童から発覚した場合（いじめを受けたと児童が主張した場合）

訴えてきた児童の主張をまず受け止める。（教師の主観を入れず児童の気持ちを尊重する）

事案対処
いじめの疑い？

*第3者から発覚した場合
すぐにいじめの当事者に確認することをさけ客観的な情報収集に努める。（クラスで気になることなどのアンケート）

担任及び関係職員で事実の確認
被害者からの確認
加害者からの確認(慎重に)
(できる限り素早い対応)

情報・事実の正確な把握と伝達

いじめ不登校対策委員会
重大事態か(別途対応)

職員会議…いじめの事実、その背景にあるものを全職員での共通理解、対応の検討

- 当該児童(加害・被害) ➡ 担任一人に任せず、全職員で対応する
- 保護者・地域への対応 ➡ 校長、教頭

担任

役割分担

他の職員

保護者
正確な事実の伝達
心情理解
親身な聞き取り

いじめられた児童

- ・心の支えになってやることを第一に考える。
- ・児童の成長を促す指導を心がける。
(児童の自信を育てる。)
共感→援助

**傍観者
他の児童**

- ・事実の投げかけ
- ・傍観することはいじめに加わっていることと同じであることの指導

いじめた児童

- ・事実の確認
- ・いじめた側の言い分にもしっかり耳を傾ける。
- ・いじめは、どんな場合でも許されないことを考えさせる。
理解→指導

保護者
正確な事実の伝達
心情理解
親身な聞き取り

理解 ➡ 指導・支援

学級・学校全体の問題点として考える。
(継続した指導を行う)

必要ならば、臨時に保護者会を開き、学校の取組に対して理解と協力を依頼する。(校長判断)

(3) 重大事態への対応

重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合
※学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる必要がある。
（いじめ防止対策推進法第28条）より

重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめ防止に関する年間計画

月	教職員の取組	児童の取組	評価改善
4月	○家庭訪問 ○人権教育基本方針提案 ○授業参観	○あいさつ運動 ○心の健康観察	
5月	○運動会 ○子どもを見つめる日 (毎週月曜)	○あいさつ運動 ○運動会成功に向けた練習 ○心の健康観察	
6月	○人権週間 ○校内研修 ○子どもを見つめる日 ○授業参観	○あいさつ運動 ○人権集会 ○人権学習 ○教育相談 ○心のアンケート	
7月	○1学期人権関係の 取組反省と2学期 への志向 ○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○心の健康観察	○職員評価 ○保護者評価 ○児童評価 ○外部評価
8・ 9月	○職員研修 ○授業参観 ○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○心の健康観察	○評価に基づいた改善の 提案と共通理解と共通 実践
10月	○秋のつどい ○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○心の健康観察	
11月	○校内研修 ○子どもを見つめる日 ○人権月間	○あいさつ運動 ○心の健康観察 ○人権学習 ○アンケート ○教育相談	
12月	○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○心の健康観察 ○人権集会	○職員評価○児童評価 ○保護者評価○外部評価 (評議員、地区振興会等)
1月	○子どもを見つめる日 ○校内研修	○あいさつ運動 ○心の健康観察	○評価に基づいた改善の 共通理解・共通実践
2月	○人権週間 ○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○アンケート ○人権学習 ○教育相談 ○人権集会	○職員評価○児童評価 ○保護者評価 ○第三者評価
3月	○子どもを見つめる日	○あいさつ運動 ○心の健康観察	○評価に基づいた次年度の 志向の提案と共通理解

《関係法律等》

いじめ防止対策推進法 (H25.6 法第71号)

いじめの防止等のための基本的な方針 (H25.10 決定、H29.3 最終改定)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29.3)

平成26年3月1日策定

《基本方針の改正：最新》令和5年4月1日改正